⑸　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定ＪＶの代表者

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の地上２階建以上かつ延べ面積3,000㎡以上の図書館、校舎又は研究施設の新営工事

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の地上２階建以上かつ延べ面積2,400㎡以上の図書館、校舎又は研究施設の新営工事

⑹　特定ＪＶの構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築一式工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　特定ＪＶでの参加の場合の構成員の数は、２社とする。

⑻　特定ＪＶの結成方法は、自主結成とすること。

⑼　特定ＪＶの代表者の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　特定ＪＶの代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、「東日本大震災の被害地における建設工事の技術者の専任に係わる当面の取り扱いについて」の（国土建第265号～第268号）によることが出来る。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸①に掲げる新営工事の施工の経験（主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験）を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　特定ＪＶの場合の代表者以外の上記２⑸②の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　技術提案書の提出期限の日から開札の時までに競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　「工事全般の施工計画」が適切であること。

⒃　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」及び「価格」をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高いものが２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高30点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。

②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案は行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

③　「加算点」の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計が最高の者に30点を加算点とする。「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

②　「工事全般の施工計画」

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒310―8512 茨城県水戸市文京２－１－１　茨城大学財務部契約課契約第二係　電話029―228―8567

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成24年９月14日（金）から平成24年10月24日（水）まで　〒310―8512 茨城県水戸市文京２－１－１　茨城大学財務部契約課契約第二係　電話029―228―8567

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法　平成24年９月14日（金）から平成24年10月24日（水）午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記３⑴に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

⑷　特定ＪＶの競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、平成24年11月29日（木）午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参すること。開札は、平成24年11月30日（金）午前10時00分　茨城大学事務局２階会議室で行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　見積もる入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、銀行、契約責任者が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは茨城大学に帰属する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に契約責任者を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　茨城大学契約事務取扱細則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない